

さいたんの ビジネス・コート 見学会

令和4年10月にオープンしたビジネス・コートを、 裁判所ナビゲーターのさいたんが案内するよ。

T T

こんにちは。さいたんです。 プロフィールはウェブサイト で紹介しているよ。

https://www.courts.go.jp/saiyo/saitan/index.html







(庁舎玄関付近)

Q ビジネス・コートって?

A 正式名は「知的財産高等裁判所・ 東京地方裁判所中目黒庁舎」です。知 的財産権紛争の裁判、商事・経済紛争 の裁判、事業再生・倒産処理の裁判と いったビジネスに関係する裁判を集中 して取り扱う日本初の裁判所です。

Q どこにあるの?

A 東京メトロ・東急中目黒駅から徒歩約8 分で、目黒川沿いにあります。目黒川の桜並 木は上流から下流にかけて約4kmに及び、そ の中心部に位置するビジネス・コートにも桜 が植えられており、目黒川に面した敷地の一 部は憩いの場として地域の住民の方に開放さ れています。



(開花時期の目黒川)



(庁舎 I 階フロアガイド)

Q ビジネスに関係する部署を集中させ たのはなぜ?

A ビジネスに関係する手続に特化した部署を集めることで、より一層の専門性、迅速性や国際性を兼ね備えた司法サービスが可能となり、ユーザーにとって利用しやすい裁判所をコンセプトとしています。

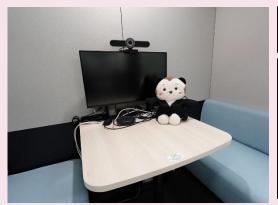
Q 法廷のモニターは何に使うの?

A ウェブ会議による口頭弁論などで利用します。ユーザーが実際に裁判所に出頭せずに 手続を進めることができるため、より効率的 かつ迅速な裁判進行が期待できます。

他にも、特許関係訴訟の技術説明会でプレゼンテーションが行われる際も、利用されています。



(法廷)



(ウェブ会議スペース)

Q ここは何をするところ?

A ここはウェブ会議等を行うためのスペースです。裁判官はここで、弁護士事務所など裁判所外にいる当事者とも手続を行うことができるため、柔軟にコミュニケーションを取り合い、迅速に手続を進めることができます。

Q 今後の裁判手続のデジタル化の予定は?

A ビジネス・コートでは扱わない家 事事件や刑事事件についても、さらな る裁判手続のデジタル化による司法ア クセスの向上が期待されています。 ※詳しくは | | ページをご覧ください。



(裁判長席のさいたん)

最後に、東京地裁の中吉徹郎所長代行からコメントをいただきました。



ビジネス・コートでは、デジタル機器を活用し、様々な 工夫を凝らした新しい審理運営にチャレンジしています。 引き続き、所属する裁判官や書記官、各種専門職員と、 部署の垣根を越えて相互に連携し、当事者、代理人の声 にもよく耳を傾け、複雑化・グローバル化が進むビジネ ス関連紛争を適切に解決していきたいと思います。

(中吉所長代行とさいたん)

令和5年11月に開催した、開庁I周年記念シンポジウムの様子を紹介するよ。



(本多所長挨拶の様子)

シンポジウムの開催にあたり、本多知成知的 財産高等裁判所長が挨拶を行いました。開庁 | 周年を迎え、「今後も、国際的な観点も考 慮しながら、ビジネス関連訴訟の拠点として、 最新のデジタル技術も積極的に活用し、充実 した審理の下でスピード感をもって紛争の適 正な解決を図り、皆様の期待に応えるように 努めてまいりたい」と挨拶しました。



(模擬裁判の様子)

シンポジウムに先立ち、架空の事件を題材に、 大型モニターを活用した口頭弁論手続(争点 説明会)の実演を行いました。

デジタルツールの活用により、争点の内容を ビジュアルでわかりやすく理解できるため、 相互理解や争点整理の促進が期待されていま す。

シンポジウムでは、ビジネス・コートにおける審理・各種 取組を紹介した後、「ビジネス・コートへの期待」をテー マにしたパネルディスカッションを実施しました。 ディスカッションではビジネス・コートの3つのコンセプ トである「Professional」「Speedy, Accessible」 「International」について、裁判官と研究者、弁護士、 経済界の実務家が様々な角度から意見交換を行いました。





(庁舎外観の様子)

ビジネス・コートにおける手続については、以下のサイト をご覧ください。

知的財産高等裁判所

https://www.ip.courts.go.jp/index.html

東京地方裁判所商事部、倒産部、知的財産権部 https://www.courts.go.jp/tokyo/about/syozai/ tokyo_nakameguro/index.html



裁判手続のデジタル化のスケジュール

裁判所では、デジタル技術を活用することで、より良い司法サービスの提供を目指した取組 を行っています。

裁判手続のデジタル化は、主に民事訴訟手続の分野を中心に進んでおり、その他の分野についても検討が進んでいます。

	民事訴訟手続	民事非訟手続 ※民事執行手続、倒産手 続、民事調停手続など	家事事件手続 ※家事調停、家事審判など
令和 2 年 (2020年)	ウェブ会議による争点整理手続 の運用開始 ウェブ会議を利用して争点整理のための		
令和3年 (2021年)	非公開の手続を行う運用が始まりました。		
令和 4 年 (2022年)	「mints(ミンツ)」の運用開始 準備書面や書証の写しなどの書類をオンラインで提出できるシステムが開発されました。現在は、すべての高等裁判所・地方裁判所で利用されています。		家事事件手続等におけるウェブ会議の 運用開始 家事調停では、ウェブ会議の運用を順次開始しており、令和6年度中には、すべで会議の運用が開始しており、での変産裁判所でウェブ会議の運用が始まります。 人事訴訟・家事審判では、これの家庭裁判所でウェブ会議の
令和 5 年 (2023年)	めの法律(民事訴訟法等の一部を改正 する法律)が成立		運用を、順次開始しています。
令和 6 年 (2024年)	・・・・ウェブ会議による口頭弁論が 可能に 公開の法廷で行う口頭弁論でもウェブ会 議により手続に参加することが可能とな	情報通信技術の活用等の	去律(民事関係手続等における —— 推進を図るための関係法律の整 法律)が成立
令和7年~ 令和8年 (2025年~ 2026年)	りました。	る民事調停が 可能に 家事調停と同じよう に、民事調停につい てもウェブ会議によ り参加することがで	
令和10年 (2028年) までに	インターネット環境さえあればいつでも、 裁判所に訴えを提起できるようになります。また、当事者・利害関係を疎明した 第三者は、電子データ化された訴訟記録 をオンラインで閲覧することもできるようになります。	ライン閲 各手続において申立書等を になります。また、当事者	ン提出、事件記録のオン 1覧が可能に オンラインで提出できるよう ・利害関係者は、電子データ ンラインで閲覧することもで

(刑事事件手続についての検討状況)

刑事事件手続のデジタル化については、書類の電子データ化・発受のオンライン化を始めとした捜査・公判手続のデジタル化の実現に向けて、政府において、必要な法案の検討が進められています。裁判所においても、このような動きに適切に対応するとともに、必要となるシステムの在り方等について検討を行っています。